

総務常任委員会

令和7年11月21日（金曜日）

総務常任委員会

令和7年11月21日（金曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 令和7年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項
- 議案第 6 号 旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 議案第17号 財産の処分について（仁玉スポーツ広場跡地）

出席者（8名）

委員長	景山岩三郎	副委員長	崎山華英
委員	木内欽市	委員	伊藤房代
委員	林晴道	委員	遠藤保明
委員	菅谷道晴	議長	飯嶋正利

欠席委員（なし）

傍聴議員（1名）

議 員 松 木 源太郎

説明のため出席した者（19名）

副 市 長	柴 栄 男	秘書広報課長	寺 嶋 和 志
行政改革推進課長	椎 名 実	総 務 課 長	向 後 稔
企画政策課長	榎 澤 茂	財 政 課 長	池 田 勝 紀
税 務 課 長	多 田 仁	市民生活課長	齋 藤 邦 博
会計管理者	戸 葉 正 和	消 防 長	常世田 昌 也
監 査 委 員 長	杉 本 芳 正	そ の 他 担 当 員	8名

事務局職員出席者

事 務 局 長	穴 澤 昭 和	事 務 局 次 長	菅 晃
事 務 局 書 記	加 瀬 哲 也		

開会 午前10時 0分

○委員長（景山岩三郎） 大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

委員の皆さん、そして副市長をはじめ職員の皆さん、11月定例会、大変ご苦労さまでございます。委員会のほうよろしくどうぞお願いいたします。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

総務常任委員会を開会いたします。

本日、飯嶋議長に出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

議長。

○議長（飯嶋正利） おはようございます。委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日は、一般会計補正予算を含む9議案について審査していただくことになっております。どうぞ慎重なるご審議をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきますと思います。

それでは、景山委員長、よろしくをお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） ありがとうございます。

議案説明のため、執行部の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して柴副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長。

○副市長（柴 栄男） 改めまして、おはようございます。本日は、総務常任委員会の開催、大変お疲れさまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、全部で9議案でございます。

内訳でございますが、まず予算関係が1議案で、議案第1号、令和7年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち総務常任委員会の所管事項、次に条例関係が6議案で、議案第6号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第9号、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、

次に規約の制定に関する協議が1議案で、議案第16号、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、最後に財産の処分が1議案で、議案第17号、財産の処分について（仁玉スポーツ広場跡地）でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からの質疑に対し簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決くださいますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） ありがとうございます。

議案の質疑

○委員長（景山岩三郎） ただいまから本委員会に付託されました9議案の審査を行います。それでは、審査に入ります。

議案第1号中の所管事項について、質疑がありましたらお願いいたします。

崎山委員。

○委員（崎山華英） よろしく願いいたします。

すみません、議案質疑のほうでも質疑をさせていただいたんですけれども、9ページの国庫支出金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について追加でちょっと質疑をさせていただきます。

今回、国の予備費で交付があるということが出されてから、どのように活用するのかを検討する時間は実際どれぐらいあるのかなというのをちょっとお伺いしたいと思いました。

全庁で検討というふうにご答弁があったと思うんですけれども、具体的にどのような方法で行うのかとか、交付額が決まってから実際にどのように活用するか決定するまでの事務的なスケジュールをお伺いします。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） この交付金につきましては、5月の末ぐらいに国のほうから通

知がございまして、そこから庁内で検討したわけでございますが、金額がちょっと、前回より大分下がっていることもございまして、3,000万円強というところもありましたので、まずはこの交付金を使って各課に対してどういった事業が行えるのかということで、調査をかけております。

それを踏まえた上で、財政ですとか企画ですとか総務部ですとか、主要な部署の課長方で協議をいたしまして、幾つかある案の中からこの金額に見合った事業を行おうということで、協議をして決定している状況でございます。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員。

○委員（崎山華英） つまり、その金額というのは5月末にはもう確定して分かっているということですかね。

実際、この11月の議会に出すまでの間に、検討時間というのは具体的に何か月間ぐらいあるのかなというのが聞きたくて、お願いします。

○委員長（景山岩三郎） 答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 具体的に何か月間かという期間を示すのってちょっと難しいところがあると思うんですが、やはり当初は、5月末に来ておりますので、9月議会等で補正等を出して事業を実施しようということも考えていたんですけども、やはりちょっと金額が少ないというところの面があって、様々な事業を検討する時間が少し欲しかったということもございました。そういう中で、今回の11月というふうに提案をさせていただいた状況であります。

ですので、ぴたっとはまったような状況であればスピーディーに対応することも可能かとは思いますが、今回についてはこの11月議会ということで、提案させていただいた状況です。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員。

○委員（崎山華英） 分かりました。ありがとうございます。

十分時間を使って検討されたということが分かったんですけども、ちょっと未就学児であると、近年かなり、3歳児からは保育料の無償化ですとか、かなり支援とか給付が増えていような印象を受けたので、ほかの方法とかは検討できなかったのかなというのもちよつと考えておりました。

また、未就学児であれば、2歳以下の保育料だけを時限的に無償化するとか、そういうい

ろいろな方法があるのかなとも思いましたので、実際どれぐらい検討する時間があったのかなというのはちょっとお聞きしたく、質疑をさせていただきました。

いきなり国からこの金額でって言われて、それをどのように配分するかという、そういう考える労力とか時間もかなり余裕はないのかなとは思いましたので、そのあたりのご苦勞も分かりますので、これについては反対はしないんですけれども、ちょっと検討については今後いろんな方法を慎重にやっていただけたらなと思いました。

これについては質疑は以上です。ありがとうございます。

○委員長（景山岩三郎） 答弁はよろしいですね。

○委員（崎山華英） 大丈夫です。

○委員長（景山岩三郎） ほかに質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第6号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） ありませんか。

特にないようですので、議案第6号の質疑を終わります。

続いて、議案第7号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第7号の質疑を終わります。

続いて、議案第8号について質疑がありましたらお願いいたします。

林委員。

○委員（林 晴道） 本会議の質疑でも伺いました、人事院勧告、それから千葉県人事委員会の勧告に伴って、給与だとか報酬だとかの改定があるんだということでありました。

人事委員会の勧告に対しての見解を本会議では確認させていただきましたが、もうちょっと掘り下げて聞いてみたいのが、10号の議案でもありますけれども、今物価高騰のあおりを受けて、やはり公平、平等のために施設の使用料、利用料の値上げの議案も出ているわけなんです。

そこで、僕はもう5年も6年もずっと同じような市民のご意見、苦情のようなものを聞いていた一端なんですけど、やはり本会議の質疑でもありました、苦情があるのを承知していながら何も市は対応してこなかったという中で、施設利用者が減っている状況下に、利用料を

上げるという提案もありますね。そんな中で、総務課がこの給与の改定をどのように考えているのかなという部分なんです。

苦情がある施設に対して何も対応ができていない職員の体制の中で、このようなものが果たして市民に受け入れられるのかなと、そのように思うんですが、まずそこから、入り口で、入って聞いてみたいと思います。お願いします。

○委員長（景山岩三郎） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 今回の議案で出しております給与改定につきましては、本会議でもお答えしましたが、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づきまして改定をしているものでございます。

給与につきましては、職員の労働基本権が制約されているということで、勤労者としての適正な給与を支給するという役割を担っていることはご理解いただいているかと思えます。そういった中で職員が適正な給与を受給するということは、市民に対して、市民に納得していただく必要が当然あるかと思えます。そういった中で苦情を受けるというような職員がある場合には、そういった場合には総務課のほうでも指導なりしていきたいと考えております。以上です。

○委員長（景山岩三郎） 林委員。

○委員（林 晴道） 本会議の質疑でもそのような回答に近いのをもらいましたけれども、5年間何も、放置されていたり、市民が担当課に来て切実な思いを述べているのに、市長、副市長、それから総務課職員班まで全然これが伝わっていなかったという、こういう状況なんです。

それで、自分たちは労働基本権があって守られているわけです。ですから、守られている分、しっかりとそういうところを把握して、市民に分かりやすく給与改定をお伝えしながら同意をいただいたらいいのではないのかなと思うんですが、まず、例えば今年が延長されました、それから会計年度職員もでございます。これ、やっぱり同じ権利でしっかりと守られて働いていただくんでありますけれども、会計年度職員に関しては年齢制限も異動のあれも全くないんですね。所属長の判断だというようなことで、市長は認めているんだろうかなと、そのように思います。

皆さん、職員の方は、幹部職でも管理職でも3年や5年以内には異動というものがあって、しっかりとよんだ水が滞留しないように努力されているのは分かるんですが、会計年度職員

に関しては全くの無条件でずっとそこで雇用されていて、幾ら市民が困っているよって言っ
たってその雇用が続いて、その辺、担当課としてはどのように思われているんですか。

○委員長（景山岩三郎） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 会計年度任用職員の件でございますが、異動がないということでご
ざいですが、会計年度任用職員は原則としまして1会計年度を任用期間として雇用している
ものでございますので、原則として公募によって募集するんですが、会計年度任用職員も人
事考課などを行っておりまして、人事考課によって適切に判断されれば、引き続き翌年も新
たな会計年度の任用職員として雇用するというような状況でございます。

ただ、苦情があるということでございますが、市役所としましては市民サービスの向上と
いうのが一番の仕事でありますので、そういったことがないように、総務課としましては、
市全体の職員に対しても苦情があった職員に対しても指導なり改善なりするように、担当課
のほうの指導をしていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 林委員。

○委員（林 晴道） ということは、課をまたいで総務課長が現地に行って、ちゃんと調査し
ていただけるんだろうか。これ5年も6年もほったらかしで、ずっと担当課、今の課長もお
っしゃっていたけれども、苦情を言っているんですけれども、全く総務課にも市長、副市長
にも上がらないんですよ。それをどのように改善されるんですか。

○委員長（景山岩三郎） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 会計年度任用職員の雇用手続に関しましては、一応担当課のほうで
面接なり人事考課を行っております。ただ、総括的に職員を管理する総務課としましては、
そういったことがあるということでありましたら実態把握に努めまして、必要に応じて総務
課のほうで指導なり改善を促していきたいと思っております。

○委員長（景山岩三郎） 林委員。

○委員（林 晴道） 複数の施設利用者から、もう帰ってほしいとか今日はもうここで終わ
りにしたいんだよという話を聞いているんです。それが、全く実態が把握できていない、こ
の時間、本当に残念だと思います。

利用が上がっているならまだしも、利用が下がっている中でそういうことがあって、また

この職員がしっかりと守られている中で、給与を上げるような改定であってはなかなか、そうやってこの施設はもう利用したくないんだよ、何だこれと言っている方々に受け入れられるのかなと思うんですけれども、その辺をもうちょっと、今まで出なかったのが、今後どのように具体的に実態を把握していかれるのか。

本会議で聞いて、課長、何か3分の1ぐらいの僕が把握している苦情の話を申し述べていただきましたが、まだまだたくさん不満だとかちょっと劣悪な環境が、僕は聞いています。ぜひ総務課のほうでもその辺を、僕と同じぐらいの思いを吸収してもらいたいと思うんだけれども、いかがだろうか。

○委員長（景山岩三郎） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 先ほども申し上げましたが、一応、原則としましては担当課のほうで対応しているんですが、そういった劣悪な状況であるということでありましたら、状況に応じて総務課のほうでも実態把握に努めて、指導なり改善に努めたいと思います。

会計年度任用職員、保障されているということではありませんで、会計年度任用職員は1会計年度の雇用が原則ですので、継続雇用を保障するものではありませんので、そういったことも含めまして、今後対応のほうを検討させていただきたいと思います。

○委員長（景山岩三郎） 林委員。

○委員（林 晴道） それでは、この旭市役所の中でも多くの職員の方にご活躍いただいておりますが、定年になってそのまま延長になった、定年も終えて、会計年度職員としてまた違うポジショニングで働かれている方が多く、スライドで、いらっしゃいますよね。

その方々が、もう何か今、詰まっているようですよ。古い、もう5年も10年も会計年度をやられている方々がいて、その方々がいるから、新たに定年になった人が申し込んでも、やってみたいなと思っても、会計年度で使ってもらえないというようなことを聞くんです。

その辺をやはりうまく循環させて、定年の方を会計年度に新たに入れて、古い方はもっと違う活躍の場だとか、一定時間こちらで働いていただいたんだから、何か違う形がないのかなのか、その辺をちょっと伺っていきたい。

○委員長（景山岩三郎） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 定年延長が今進んでいる状況であります。段階的に今、定年延長が

進んでおりまして、その前から再任用職員ということで65歳までということがあったわけですが、そういったことも含めて、これは、全国的に高齢職員の雇用の環境についてはいろいろと検討がなされているところでございます。

そういったことも含めまして、先ほども申し上げましたが、会計年度任用職員というのは、雇用につきましては継続雇用を保障するものではありませんので、人事考課によって適切に判断をしているところですので、そのところも担当課のほうで適切に判断できるように、総務課のほうからも指導したいと思っております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） いいですか。

ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第8号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） ありませんね。

特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第10号について質疑がありましたらお願いいたします。

崎山委員。

○委員（崎山華英） お願いします。

議案第10号の旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてになりますが、こちら、新旧対照表を見ますと、大原幽学については入館料据置きということだったので、据置きした明確な理由を教えてください。

あれだけの施設ですから、据置きになるということは評価しますし理解できるんですけども、基本方針の中で……、8月に行政改革推進課のほうで使用料・手数料の適正化に係る基本方針というのをを出していただいていると思うんですけども、その中の9ページを見ますと、あれですよ、これは公共的・民間的・必需的・選択的で分類を四つに分けられていて、恐らく大原幽学というのは博物館施設に当てはまるのかなと思うんです。

コミュニティ施設とか公民館等、健康福祉施設ですとかその他のものと同じ分類にはなるんですけども、この大原幽学記念館のみは入館料を据置きとした明確な理由を説明いただけたらと思います。まず一つ目の質疑です。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） それでは、大原幽学記念館の入館料を据置きとした理由についてご回答申し上げます。

過去3年の平均ということで、令和3年から5年、この施設の管理運営経費を利用者数で割った金額である、これは大原幽学の話なんですけれども、8,178円を原価というような計算をいたしました。大原幽学記念館は、利用者負担割合を50%としまして、半額の4,089円が基準の使用料となります。

博物館法では、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情がある場合は必要な対価を徴収することができるかとされておりますが、公益財団法人日本博物館協会が実施する日本の博物館総合調査では、大人1人当たりの入館料は平均値で434円、中央値で310円という結果が公表されていること、県内の同種の施設の使用料の状況も踏まえ、据置きといたしました。

なお、市民以外の方が使用する場合は規定使用料に100分の50を乗じて得た額を加算することとしておりますが、この加算措置を適用しない旨を明確にするために、備考のほうにはそういったような規定を追記しております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員。

○委員（崎山華英） ありがとうございます。大変貴重な施設であると思っておりますので、そのままの価格で皆さんにご利用いただけたらと思っておりますので、よかったなと思っております。

入館料据置きということは本当に利用者にとっていいことなんですけれども、今後の設備投資に影響がでないのかというのをちょっと心配しております。今後、駐車場の整備などの計画もあると思うんですけれども、もっと記念館の中の設備投資だったりとか、人員面とかソフト面での投資も積極的に行うべきだと思うんです。据置きになったことで、それがちょっと滞るといえるのか、そういうことはないのかお尋ねいたします。

○委員長（景山岩三郎） 質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 確かに、原価計算等をした場合に、この施設に係る額というのはほかの施設に比べて結構大きいものがあります。ただ、やはり市全体として、各公共施設様々ございますが、それぞれの持つ意味というものを考えたときに、ここについてはこ

ういう判断をしました。

ですから、ここの収入で全てを賄えるという話ではないんですが、それは公共施設全体の在り方を考えながら、そういったところにも配慮していかなければならないと考えております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員。

○委員（崎山華英） ありがとうございます。ぜひ今後も施設のアップグレードといいますか、設備投資も積極的に考えていただけたらなと思います。

全体の話なんですけれども、今回の使用料見直しに当たってなんですけど、市民にパブリックコメントなどで意見を聞く機会というのはこれまであったんでしょうか。あと、見直し後の利用件数とか利用内訳とか、見直し前と改定後で利用者によどのような変化が起きたかというのは今後検証を行っていくのか、ちょっとお尋ねいたします。

○委員長（景山岩三郎） 質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） まず、パブリックコメントを実施したかということですが、今回の使用料の見直しにつきましては、物価・光熱費等の上昇による必要最低限のものであることから、一定の値上げは避けられない状況にあるということで行いました。パブリックコメントは実施しておりませんが、アクションプランにて見直しを実施する旨を記載しております。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員。

○委員（崎山華英） ありがとうございます。

8月につくっていただいている基本方針なんですけれども、ホームページですぐ検索すれば見られるんですけども、ちょっと見づらいです。というか、もうちょっと分かりやすく、見やすくなったらもっと市民の方にも理解が得られるのかなと思いますので、今後、料金が改定になりますというタイミングで、もう少し市民の皆さんにも分かりやすいような資料を、もしつくっていただけたらいいなと思いますので、その点について質疑させてください。

○委員長（景山岩三郎） 答弁をお願いします。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 今回上程をしまして、料金の改定を行いました。まず、その前に考え方ということで、やはり一般の方にお示しする必要があるもので、こういったもの

を作成しました。

今委員にご提言いただきましたとおり、やはり市民に一番分かりやすくなくてはいけないものですので、それは、今後も今以上に分かりやすいものを作成できるように努めてまいります。ありがとうございます。

○委員長（景山岩三郎） 利用者の変化はいいですか。

（「利用者の変化、検証」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 今後の状況ですが、確かにこのような状況下で値上げというような形にさせていただきました。それによって、確かに使用を控えるとか、そういったような状況があるのかもしれませんが。

ただ、今までの状況も見てきたんですが、例えば海上増進センターなどは、前回の値上げをした後に利用者が増えているというような実態もございます。今この人口減の状況で、施設の利用者が減るといった要因が全て、金額を改定したからというようなことでもないのかなと。しかし、そういった分析は今後ずっと行っていく必要がありますので、それは考えていきたいと思っています。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○委員（林 晴道） それでは、使用料等料金の改定に関して伺いたいですけれども、本会議で各施設、所管ではないところがありましたので、そっちは確認をさせていただきました。それに基づいて担当課から伺いたいたいが、今海上増進センターに関して、料金が上がったけれども利用者は増えていますよと。具体的にどのような分析なんでしょうか。

コロナ禍だったり、僕はいろいろあって、やはり高齢者が、一定の年齢に行く方々が増えているんだなというふうに承知はしているんだけど、どのような調査と把握をしているのか、まずはそこから伺ってみたいと思います。

○委員長（景山岩三郎） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 海上増進センターについて申し上げますと、令和2年の利用者が6,533名でした。令和3年については7,548名というような実績がございます。ただし、

コロナ等によってその前の状況よりはかなり減ったというような状況はございます。ただ、この令和2年から3年、前回の金額の改定を行った後のお話で申しました。

以上です。

(「答弁漏れ。何でそうやって利用者が上がったという分析なのか聞いているんだけど」の声あり)

○委員長(景山岩三郎) 利用者の上がった、なぜ上がったかどうか。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長(椎名 実) 利用者が上がったといったお話は、今言った令和2年から3年にかけての利用者数が増加したということをお話ししました。

以上です。

(「料金を上げたのに利用者が上がった、どのような分析をしているのかなど。料金を上げて利用者が上がっているんだから、そこを聞いてみたいんですが」の声あり)

○委員長(景山岩三郎) そうですか。

もう一度お願いできますか。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長(椎名 実) まず、何度も同じお話になってしまいますが、令和2年から3年に上昇したという実績がございます。

分析といいますか、これは、その前の25年から27年、このときはまだコロナ前でしたので、確かにこのときの数字は大きいです。コロナが明けて、2年、3年とだんだん戻りつつあったということで、増えてきたというようなことかと思えます。

○委員長(景山岩三郎) ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時37分

○委員長(景山岩三郎) 会議を再開いたします。

行政改革推進課長、ご答弁をお願いします。

○行政改革推進課長(椎名 実) 今までの実績ということで数字をいただいているので、そ

れで令和2年から3年までは上がっているというお話をしました。私、コロナの話をしてしまったんですが、確かにコロナは、だんだん状況が回復すれば人数は戻ってくるのかと思っています。

それで、それ以外にどのような、いろいろな改善例とかそういったものがあって増えてきたのかというのは、ちょっとそこは私どものほうで把握はできていません。すみません。

○委員長（景山岩三郎） 林委員。

○委員（林 晴道） ちょっとよく聞きたかったのは、要は施設利用料を上げたほうが利用者が増えるんだと、そういったような答弁を前者に対してしていましたよ。それなので、やっぱり何が変わったのかなと、利用者の気持ちが変わったのか、それとも施設整備をしたのか、職員の対応がよくなったのか、そういうことがあって、利用料を上げて利用者が増えるというのはいいことだから、それは何とかやってもらいたいなと思って聞いているんですよ。その点、もう1回その辺をよく整理して教えてもらいたいのだが。

○委員長（景山岩三郎） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） すみません、崎山委員のご質疑の際にちょっと一例として、そういったお話をしてしまいましたが、料金は上がったけれども人が増えているんですよって、そこを強調して言ったつもりはございませんでした。ただ、たまたまそういった状況もあったということで一例を出してしまいましたが、ちょっとここでの例ではなかったのかなとは思っています。すみません。

○委員長（景山岩三郎） 林委員。

○委員（林 晴道） 同じく健康増進センター、僕も比較的近いところに居住していますので、周りの、特に高齢者の方の利用が多くて、非常に楽しみにしているんだという方々に関しては、この改定幅は結構大きいのではないかなというふうを感じるんです。

ある程度経済的に余裕がある方々は、違う民間の施設に行かれるんだと思うんです。経済的にちょっと苦しいというか、そういう方々が健康を維持するためにプールだとかこの施設を利用されているのをしっかり伺っているんですが、市の政策としてアクティブシニアを増やしていくんだと、やっぱり健康な高齢者が増えることによって医療や介護や福祉といった、その辺の金額が抑えられて、いいということを今まで度々執行のほうからも聞いていて、そうだろうなと思っていたんです。

そのことからしたら、この値上げは政策的に違いがあるんだろうなというふう思うんですけども、その点、いかがなんでしょうか。

○委員長（景山岩三郎） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 答えいたします。

高齢者の健康増進は、重要な施策であるとは認識しております。今後、人口減少と反比例する形で高齢者人口の比率が上昇していく、こういった中で高齢者の負担を下げれば、減少していく現役世代に負担を強いるというようなことにもなります。このあたりのバランスを今後しっかりと考えた上で施策に反映していかなければならないと考えております。

増進センターも、高齢者の方、六十何%ですか、使っていただいているというような状況もあります。施設としてもたくさん使っていただきたいのですが、実際には5,000万円という維持管理経費の増、これについてどう対応するかということが一番の目的として、今回この改正を行ったわけでございます。ご理解をお願いします。

○委員長（景山岩三郎） 林委員。

○委員（林 晴道） ちょっとおかしいですね、答弁。ある程度の健康な高齢者、アクティブシニア層を増やして、医療・介護・福祉といった社会福祉費を抑えるという、その辺のバランスを検討して本来であれば料金改定、金額を出すべきだと思うんだが、今後検討するというのはちょっとおかしいと思うんですけども、いかがなんでしょうか。

副市長、いかがなんでしょうか。検討してこの金額を導き出すのではないんでしょうか。今後検討するで数字だけ上げるというような感じでいいのかなと思うんですけども、伺いたい。

○委員長（景山岩三郎） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（柴 栄男） 今、今後検討するという話がありましたけれども、その前段で、まず施設の維持管理費が上がっています。それを、利用者の負担をそのままにして、増えた分を施設を利用しない人からの税金で賄っていく、それはどうかという考えがありました。

その部分はやっぱり利用者からも負担をしていただきましょう、負担いただいても全部、100%を負担、使用料でやっているわけではありませんので、残りの税金負担分もありますので、そちらのほうのバランスを取りながら料金を上げましょうという考えでございます。

ですので、高齢者政策、アクティブシニアを増やす政策をないがしろにするというわけではございませんで、今回はあくまでも負担の分ということで考えております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 林委員。

○委員（林 晴道） それでは、そこに対して、7割か8割でしたっけ、65歳以上の方、僕も同じような地域でシニアクラブ活動に参加させていただいております。皆さんが楽しみに行っているというのも分かっている中で、では高齢者が施設を利用して健康増進に励んでいる成果、その辺はどの程度把握されているのでしょうか。

維持費がかかるのは当然なことでありまして、管理費もやっぱり上がっていくんでしょう。それでだんだん金額がかさむから、そうなんだと。だったら、なお一層健康なアクティブシニアを、しっかりとこういう施設を利用してもらいながら取り組んでいくんだと、そういう側面はないのでしょうか。

金額的に話をされるけれども、健康に留意されて施設を利用して、どの程度社会福祉費の抑制になっているという、その辺はないものなのか伺ってみたい。

○委員長（景山岩三郎） 質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 高齢者の方に健康増進施設を利用させていただくことで、やはり健康を維持していくということは、医療費の抑制等にもつながるものとは考えております。ただこれも、そういったようなお話を受けまして様々な専門家等の見解等もいろいろ確認はしてみたんですが、正確にそれを分析するのはかなり容易ではないというような状況もございました。

そのような中で、重要な政策として高齢者の健康増進というものは、先ほど副市長も申しましたが、ないがしろにするということではなくて、考えてはいきたいと思っております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 林委員。

○委員（林 晴道） 維持管理料だとか、そこに関する費用が上がるから上げざるを得ないというのは一定理解できますけれども、そのことでどの程度福祉費用が抑えられているのか、その検証をしてからぜひこういうような議案を上げてもらいたかったなど、そのように思うんです。

その中で、政策的な部分でもう一点、これは65歳以上の使用料に対して免除というか、65歳を超えたらちょっと安くなる施設、それからそうならない施設があるんです。当施設、海上の健康増進センターにおいては一律なんです。ほかのところとの政策的な協議だとか整合性はどのように判断されたのか、詳しく聞いてみたいと思います。

○委員長（景山岩三郎） 質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 今、本市の施設において65歳以上で料金区分があるのは、パークゴルフ場がたしかそういった状況にあると思います。これは、平成26年にそういったような改正をして、設定を設けております。その当時、パークゴルフをやる高齢者の方々が結構あったのかなと、そういった中で施策としてそういった改正を行ったのかなとっております。

今、そのほかにはそういう区分を設けた施設料金というのはないのですが、そういった必要があるのか、ですから、施設全体で考えたときにそういう施設区分を設けるべきなのかというのは今後考えていかななくてはならないと思っております。

ただ、当時パークゴルフだけそういった設定をした、それが施設全体を考えての恐らく施策ではなくて、パークゴルフ場をどういうふうにとすることでそういった改正を行ったのかなとは思っているんですが、ほかの施設についてもそれは考えていかななくてはならないことかと思っております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 林委員。

○委員（林 晴道） パークゴルフが65歳以上の割引があるということなんですけれども、何となく僕を感じる部分としては、パークゴルフは何となく海上の健康増進センターより経済的に豊かな人が多いかなって、そのように感じるんです。あと、利用時間も長いのがありますし。これ一番、どうなのか、誤解なく言いますけれども、政治を経験した方だとか、ある程度有識者と言われている方々の利用が多いんですよ。

そういう人たちが利用するところに一定の割引条件があって、なかなかそうではない、生活が厳しい中で健康を維持したいと思って楽しみにしている、海上増進センターは65歳以上がないなというのが、その辺がちょっと気がかりでならないんです。その点、何か判断的にあったんでしょうか。

○委員長（景山岩三郎） 質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） すみません、今の時点で26年のときにどのような状況でそういう設定がされたかというのは、ちょっと詳細は今私では、把握をしていないところです。

○委員長（景山岩三郎） 林委員。

○委員（林 晴道） その点、しっかりと把握してから起案をするべきだと思います。まだ料

金改定、その部分とか、二、三ある施設はちょっとまだ時期尚早で、早いなというふうに感じているんです。

もう一点、先ほどから話をしています長熊釣堀センター、ここの利用者からやはり厳しい声を聞いていて、利用者が離れている状況がある中でなぜ利用料金改定を、市外の方の料金を大きく上げていますが、たしか7割か8割が市外の方の利用だったと思うんです。その辺、どのような検討・研究をされたのか伺ってみたいと思います。

○委員長（景山岩三郎） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 長熊釣堀センターにつきましては、過去3年間の平均、令和3年から令和5年の施設の維持管理経費を利用者で割った金額である1,315円、これを原価と考えました。釣堀センターは利用者負担率を100%としております。同額が基準使用料となります。

それで、料金の改定に当たっては、利用者の9割以上が市外の方と聞いております。そういった状況を踏まえまして、新たに市民と市民外の区分を設けて、市民は据置きとしました。市民以外は、その同額である1,300円を料金といたしました。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 林委員。

○委員（林 晴道） その料金の部分と、あとは施設で、直営施設ですから、物販もしているようなんです。

何か、餌関係はそのまま餌屋の、中間をしても、全然中を抜かないでそのまま、買った金額そのまま売ってお金を上げていると、そういったように聞くんですが、カップラーメンを250円で売っているとか、金額設定が何かべらぼうでよく分からないんです。

その辺、物販との関わりと料金改定って何かあったんでしょうか。最近、カップラーメンが大分高くて困っているよと職員の人から、会計年度の職員の方から、何かこれは申し訳なくて変だよなという声を聞いたんだけど、いかがなんでしょうか、その部分は。

○委員長（景山岩三郎） 林委員に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 申し訳ございません、私のところで各施設についての使用料は、各課と検討を重ね、使用料の算定については決めてきたんですが、今委員がおっしゃったような話は使用料の中には一切加味してございませんので、ちょっと私の知る範囲では

ないのでお答えができません。すみません。

○委員長（景山岩三郎） 林委員。

○委員（林 晴道） それでは、要はすごい苦情が多くて、大変らしいんですよ、中身が。そんな中、そういう苦情が多くて利用者が減っている、その状況下、なぜ料金の反映に対して状況を捉えてしっかりと協議されないんだろうか。

やっぱり、現状をもうちょっと見て、先ほど総務にも申し上げたが、料金の改定の金額の検討に入るべきではないのかなと思うんだが、今の利用者の状況だとかそういう実態を、担当課なんかと話をしたり、苦情って把握されていないんでしょうか。それを聞いてみたい。

○委員長（景山岩三郎） 答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 各施設において苦情とかそういったものがある場合に、そういったお話を聞くというのはとても重要なこととは認識しております。ただ、すみません、今回の物価上昇に対する対応として協議をしてきた中では、私のほうでそういったことまで加味したお話等は、ありません。

それで、各施設で個別的な事情というのはきっとどこにもありますので、これについては対処していかなければならないというのは十分承知しております。ただ、あくまでも今回の改正においてその話をした上で金額を決めたということではありませんので、ご了解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 林委員。

○委員（林 晴道） ちょっと申し上げたいのは、やはりしっかりとサービスを提供して施設を維持してもらったら、利用者は増えるんです。利用者・使用者が増えた場合に、料金改定も違う検討になるんだろうかと、そのように思って、しっかり実態を把握して、それから金額の設定の研究に入ってもらいたいなど、そのように思って申し上げます。

何か、雨だから帰ってほしいだとか、これから雨が降りますよだとか、そういうことを言っていて、何だこの施設は、もう二度と行かないよって、僕はそういう悲しい声を聞いているので、それは行革で使用料を上げるときに、ちょっとそういうところは実態の把握に努めてもらいたいなど、そのように思うんです。で、申し上げます。

なかなか、まだまだちょっと議案としては早いなというふうに感じていて、賛成までいかないなというふうに思うんだけど。

もう一点、旭市のコミュニティ施設に関しても質疑をさせていただきました。みそを作るような、そういう施設が随分偏っているんです。干潟地域には3施設ぐらいあって、なかなか利用率が上がってこない。

そんな中で、楽しみにしている海上の同様の施設は廃止の予定が令和9年にあたりだとか、飯岡や旧旭のほうも同じようなところを違う形態でやっていたり、やっぱり行政改革全体として、ちょっとそういう施設の点在が、しっかりと改革ができていないのに、もうこれ、一気に利用料を一律で同様の施設は上げるんだと、それはちょっと乱暴ではないかなと思うんです。

その辺、もうちょっと大きく、施設のしっかりとした統廃合を研究して、それをいついつやるんだと、その上での料金であれば僕は賛成できるんだが、それっていかがなんでしょうか。

○委員長（景山岩三郎） 答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 林委員のおっしゃるとおり、本市には類似した施設がたくさんございます。それは合併以前から引き続き行ってきて、その地域とかそこを使っている方々に引き続き使っていただいているような状況の中で、なかなか、統廃合を進めるというのが遅れているような状況もあります。

ただ、この状況が続くとやはり施設全体の維持にも影響が出てきますので、その辺は公共施設の個別施設管理計画の中で今後どうしようかということは十分検討しております。

料金も、そういったような状況を踏まえないで料金だけというようなお話かと思います。確かに、値上げをしなくてよければ私どもも、一般の方々からご負担をいただくのはいいことではないんですが、ただやはり維持管理経費をどう埋めていくのかということになると、使わない方々も含めて皆様から頂くというふうな話になりますので、今回は申し訳ありませんが、そういったことでこの改定をさせていただきました。

ただ、今後も今お話がありました施設の在り方については十分検討していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） いいですか。

ほかに質疑はございますか。

木内委員。

○委員（木内欽市） 海上増進センターのことについて、ちょっと当時のいきさつを知っているもので参考に、ご存じかと思いますが、これは今からもう30年ぐらい前に、当時の海上郡から出ている宮内三朗県議が増進センターを海上へ持ってきてくれたんですよ。それで、当時の金額が1億5,000万円ぐらいで、町のお金は一円も出さなかったんですが、それでも議会の中ではちょっともめたんです。

ご存じのように、健康増進センターですから、プールだって、あれは泳いでは駄目なんですからね。足の弱っている人の歩行用のプールですから、そういった意味。それとあと、インストラクターというか、ちゃんと指導員がついていますので、ちょっと血圧が高かったら使用できないんです。

それで、利用者が増えているというのを私なりに考えているんですが、例えば病院でリハビリが必要な人が早めに退院させられてしまいますが、ご存じのように中央病院にはリハビリ室はありますけれども、ほとんどやっていないような状態なんです。午後に行ったら、もう電気が消えてしまって。

どうしているかという、リハビリが必要な人は佐原のイムス佐原、あそこへ行くんです。そうすると、大体往復1時間以上かかって、なおかつ、保険が利いても1回行くと2,000円から2,500円かかってしまうんですよ、2時間で。それで、ここだと今言ったように使用料も安いといえば安いですし、専門のインストラクターがついているので、そういった方々にとっても非常にいい施設ではないかなと思います。

そういったいきさつもあるので、営利を目的とする施設ではないんですから、結果的に医療費の削減にもつながっていますので、そこのところをちょっとご配慮いただけたらなど、このように思います。別に答弁は結構です。

○委員長（景山岩三郎） 分かりました。

ほかにございますか。

（発言する人なし）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第10号の質疑を終わります。

議案の審査は途中ですが、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 2分

再開 午前11時14分

○委員長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

議案第14号について質疑がありましたらお願いいたします。

崎山委員。

○委員（崎山華英） お願いします。

旭市火災予防条例に関する質疑をさせていただきます。

今回、林野火災の予防についての部分が新たに追加されたということで、市内の過去5年、直近5年間、林野火災が起きた件数についてお尋ねいたします。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） 過去5年間についてお答えいたします。

令和5年に5件、令和6年に1件の計6件が過去5年で発生した件数でございます。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員。

○委員（崎山華英） ありがとうございます。

思ったより少なかったもので、もしかしたら林野火災って、私が思っているのがちょっと限定的なのかな。何か、芝とか空き地の雑草とかが乾燥で燃えてしまうものも林野火災に含まれるのでしょうか。

○委員長（景山岩三郎） 質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） 回答いたします。

芝等、耕作地・畑地で起きたものはその他火災ということになりますので、林野火災というものは山林という地目になっている場所、そこで起きた火災については火災の定義上、林野火災というふうになります。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員。

○委員（崎山華英） 分かりました。ありがとうございます。

そうしましたら、林野火災が新たに今回条例として入ってきていると思うんですけども、その火災の注意報を発することができるってあるんですけども、具体的に発することがで

きる場合の条件だとか、あと発するときの具体的な方法についてももう少し分かりやすく教えてください。

○委員長（景山岩三郎） 質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） 発令の基準でございますが、2項目あります。まず1点目として、前3日間の降水量の合計が1ミリ以下、かつ前30日間の合計水量が30ミリ以下、2点目として、前3日間の合計降水量が1ミリ以下、かつ乾燥注意報が発表されている場合というふうな気象状況がございます。

それと、発令に関しましてですが、これにつきましては防災無線での発令と、あと消防車両によるスピーカーを使つての巡回広報等を実施したいと考えております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員。

○委員（崎山華英） 先ほど答弁にあった、私がちょっと想像していた林野火災というのが、耕作地とかの乾燥した中で、芝とか草木が乾燥して火が燃え広がってしまうような火災をちょっと想像していたんですけれども、そういった場合の、要はその他火災については今回の、今教えていただいた基準も適用になるのか。既に条例に載っているんだっつらすみませんが、教えてください。

○委員長（景山岩三郎） 答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） その他火災についてとなりますが、実際、この林野火災注意報等を出しましたら、今議会でも申し上げましたが、火の使用の制限を、努力義務ですが、かけることとなりますので、それによって全ての火の使用が制限されれば、その他火災、そういうものの予防効果もあるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員。

○委員（崎山華英） 分かりました。

林野火災に関する注意報を発する条件が出ることで、その他の火災についても予防効果があるであろうということで、結構冬になるたびにいろんなところで火災が発生しましたという防災無線とかを聞きますので、そういったことの抑制につながればいいと思っております。あと、新旧対照表の下の部分、この「(たき火を含む)」というのが追加されるというこ

となんですけれども、野焼きの、例外規定に当たる農業などの業務上のものであってもその届出が必要になるということになるのか、それとも、野焼きというのは原則禁止ってあると思うんですけれども、たき火を含めて今回入れることで、なんか今回届出関係でもっと規制が厳しくなるとか、何か変わることがあるのか。そのあたり、ちょっと分かりやすく教えてください。

○委員長（景山岩三郎） 答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） たき火に関してですが、以前より消防本部のほうに火災と紛らわしい行為の届出というのがございまして、それで届出をいただくようにはなっておりましたが、今回こういうのでちゃんとたき火というふうに明言しましたので、今後はちゃんと、届出等があつて、もしこういう状況があれば、やめてくださいというようなことも可能で、火災予防に役立つのではないかと考えております。

以上です。

（「そうしたら、農業については引き続き届出は必要がある。農業に係の、業務上のもの」の声あり）

○消防長（常世田昌也） 農業等で必要なものに関しましては、実際届出をいただいている場合もございまして、引き続き届出はいただきたいと思っております。

○委員長（景山岩三郎） ほかに質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第14号の質疑を終わります。

続いて、議案第16号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） ないですか。

特にないようですので、議案第16号の質疑を終わります。

続いて、議案第17号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） ありませんか。

特にないようですので、議案第17号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（景山岩三郎） これより討論を省略して議案の採決を行います。

議案第1号、令和7年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、

賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(景山岩三郎) 賛成多数。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(景山岩三郎) 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第16号、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(景山岩三郎) 全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号、財産の処分について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(景山岩三郎) 全員賛成。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(景山岩三郎) ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

○委員長(景山岩三郎) 以上で本日の日程は終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

閉会 午前11時25分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 景山 岩三郎